

相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年1月25日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第1号

相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等」を「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)別表第1に掲げる法人」に改める。

第16条第1号ウ中「(平成11年法律第103号)」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。